

★ 広島県税条例の一部を改正する条例（条例第二十三号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、軽油引取税及び自動車税に関する規定の改正を行った。

1 軽油引取税

(一) 特約業者及び元売業者以外の者が製造した軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡した場合や、特約業者又は元売業者が軽油を自ら消費した場合における軽油引取税の課税について、課税標準から既に軽油引取税等が課された軽油等の数量を控除することを明確化した。

(二) 鉄道事業又は軌道事業を営む者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に規定する特定旅客輸送事業者等に限る。）のうち、地方税法附則第十二条の二の七の二第一項の規定の適用を受けた者が、令和九年三月三十一日までに、当該適用を受けて製造を行った軽油を鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、軽油引取税を課さないものとした。

2 自動車税

(一) 一定の要件を満たす乗用車及び路線バス等に係る環境性能割の課税標準の特例措置について、適用期限を令和九年三月三十一日まで延長した。

(二) 先進安全技術を搭載した一定の自動車に係る環境性能割の課税標準の特例措置について、適用期限を令和九年三月三十一日まで延長した。

二 施行期日

令和七年四月一日